

経営者のための

銀行交渉術

と最新税務情報



第 158 号

令和 8 年 1 月 20 日 (火)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■令和 8 年度税制改正大綱■

昨年 12 月に令和 8 年度税制改正大綱が公表されました。

令和 7 年度に引き続き、足元の物価高対策として所得税につき、物価上昇に連動した基礎控除等の引上げや、税制において長年据え置かれてきた基準額の引き上げ等の措置が講じられています。

1. 基礎控除の見直し

(1) 令和 8 年分以後の所得税につき、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額が 4 万円引き上げられます。

(2) 令和 8 年分及び令和 9 年分について、合計所得金額が 655 万円以下である場合の基礎控除額の加算額が、合計所得金額が 489 万円以下である場合は 42 万円、489 万円を超える場合は 5 万円とされます。

2. 給与所得控除の見直し

(1) 令和 8 年分以後の所得税につき、最低保障額が 69 万円（現行：65 万円）に引き上げられます。

(2) 令和 8 年分及び令和 9 年分における給与所得控除の最低保障額を 5 万円引き上げる特例が創設されます。

3. マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し

通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当につき、通勤距離が片道 65 キロ以上の者の 1 ヶ月当たりの非課税限度額（現行：38,700 円）が、次の通りとされます。

通勤距離の区分	非課税限度額
片道 65 km 以上 75km 未満	45,700 円
片道 75 km 以上 85km 未満	52,700 円
片道 85 km 以上 95km 未満	59,600 円
片道 95 km 以上	66,400 円

4. 食事の支給に関する非課税限度額の見直し

(1) 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限が、月額 7,500 円（現行：月額 3,500 円）に引き上げられます。 (2) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる 1 回の支給額が、650 円以下（現行：300 円以下）に引き上げられます。

5. 住宅ローン控除の見直し

(1) 適用期限が令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年延長されます。

(2) 既存住宅の利活用の促進のため、次に掲げる措置が講じられます。

① 既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅に係る借入限度額が、3,500 万円（現行：3,000 万円）に引き上げられます。

② 子育て世帯、若者夫婦世帯への借入限度額の上乗せ措置の対象が、認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅である既存住宅に拡充されます（上乗せ額 1,000 万円）。

③ 認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅である既存住宅の控除期間が、13 年（現行：10 年）とされます。

④ その年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である場合の既存住宅の床面積要件が、40 m²（現行：50 m²）とされます。